

令和2年6月18日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 課長 源河 真規子 様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 井 上



障害福祉関係事業所等における新型コロナウイルスへの対応に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

先般、本協会では令和2年5月19日付で新型コロナウイルスへの対応に関する要望書を出させていただきましたが、第二次補正予算案において多くの要望事項にご配慮をいただいたことに対し、重ねて感謝申し上げます。

一方で、前回の要望で第二次補正予算案に反映されなかった事項や、未だ終息の見えないなかで重ねてお願いしたい事項等がございます。つきましては、次のとおり要望させていただきますので、一層のご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(1) 第二次補正予算案における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に係る都道府県の役割に、「緊急時の支援に係るコーディネート機能の確保」が挙げられていますが、都道府県が職員を派遣する場合の留意点や職員の安全確保に必要な工夫等についてあらかじめ国に示していただくとともに、次の事項についても当該機能の中でご対応いただくようお願いいたします。

- ①感染者が発生した施設（入所・グループホーム等）で利用者支援にあたる職員が宿泊できる場所等の確保に係る調整や費用の補助をお願いします。
- ②障害者の家族や主たる介護者が新型コロナウイルスに感染した場合に障害者を一時的に支援する場所の確保をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染予防のため、各自治体においてはサービス管理責任者養成研修や強度行動障害支援者養成研修等の開催の延期や受講定員の削減が検討されていることから、以下の対応をご検討いただくようお願いいたします。

①サービス管理責任者等研修

- ・研修が受講できないことでサービス管理責任者が配置できない場合については、サービス管理責任者未配置減算の対象から除外するようお願いいたします。

- ・実践研修は令和3年度からの開催が予定されている自治体が多いと予測されますが、準備が間に合わない自治体や、希望しても受講できない者が多い自治体等も想定されるため、基礎研修修了者で実務経験等の要件を満たした者については、当面の間（少なくとも1年間程度）は、実践研修を受講していなくても1人目のサービス管理責任者として認めるような方策をご検討くださいますようお願いいたします。

②強度行動障害支援者養成研修

- ・平成30年度末までの経過措置と同様に、研修参加計画を提出し次年度までの研修受講を必須要件として重度障害者支援加算の算定を可能とするようお願いいたします。

③相談支援専門員現任研修

- ・研修の回数と受講定員の削減が予測されるため、希望しても受講できず更新できない場合が想定されることから、当面の間（少なくとも1年間程度）は、現任研修を受講していなくても、相談支援専門員として業務につくことができるような方策をご検討くださいますようお願いいたします。

(3) 利用自粛に伴う事業所の減収への対応について、以下のとおりご検討くださいますようお願いいたします。

- ・居宅介護・行動援護・短期入所や日中一時支援、児童発達支援事業、児童発達支援センター等については、通常と比較して著しく利用が減ったことで大幅な減収となっていることから、経営を安定するための方策を講じるようお願いいたします。
※児童発達支援事業及び児童発達支援センターでは、新型コロナウイルスの影響で乳幼児健診等（1歳6か月児検診・3歳児検診等）が実施されていないことで利用が減少している。
- ・放課後等デイサービスで報酬算定対象となっていた電話や訪問等による児童の健康管理や相談支援等による代替支援が児童発達支援事業では対象とされていないため、放課後等デイサービスと同様の取り扱いとするようお願いいたします。

以上